⑮　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者（以下、「単体有資格業者」という。）、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年９月19日付け中国地方整備局長）に示すところにより、中国地方整備局長から「国道２号大樋橋西高架橋工事」に係る特定ＪＶとして競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局における平成29・30年度「鋼橋上部工事」及び「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

また、技術協力業務委託契約の締結日までに単体有資格業者又は特定ＪＶのうち１社は、中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　「一般土木工事」の参加資格については、中国地方整備局における平成29・30年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,000点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、再認定の際に、経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。

⑸　次に掲げる工事施工実績条件のうち、該当する実績を有すること。なお、下記①、②は同一工事でなくてもよい。

①　鋼橋上部工事において、平成14年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、下記の㋐～㋓に掲げる全ての要件を満たす工事とする。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が30m以上であること。

㋓　架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法

ただし、㋐～㋓は同一工事であること。

②　橋梁下部工事において、平成14年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、下記の㋐～㋑に掲げる全ての要件を満たす工事とする。

㋐　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚であること。

㋑　基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く）であること。

ただし、上記㋐・㋑は同一工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下、「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。（500万円未満の工事、中国地方整備局における平成14年９月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。）

⑹　次に掲げる基準を満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

①　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

②　設計技術者は下記(a)から(c)のいずれかの資格を有すること。

(a)　技術士（総合技術監理部門：建設―鋼構造及びコンクリート、建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(b)　国土交通省登録技術者資格（施設分野：橋梁―業務：計画・調査・設計）に該当する資格を有する者。

(c)　土木学会認定技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート）、上級土木技術者（鋼・コンクリート）、１級土木技術者（鋼・コンクリート））の資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。

⑺　「鋼橋上部工事（鋼製下部工を含む）」と「橋梁下部工事（鋼製下部工を除く）」は、それぞれ、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該建設工事に専任で配置できること。

ただし、橋梁上部工事（鋼製下部工を含む）の主任技術者又は監理技術者においては、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合であって、橋梁上部工事（鋼製下部工を含む）の工種における工場製作のみが行われている期間に配置する技術者は、必ずしも専任を要しない。また、工場製作と現地での作業に配置する技術者は同一でなくてよい。

①　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること（申請書提出期限日（審査基準日）以前に３ヶ月以上雇用関係があること。）。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは「監理技術者制度運用マニュアル―四⑵、⑶」による。

上記、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、参加できなことがある。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

○鋼橋上部工事（鋼製下部工を含む）

・１級建築施工管理技士

・建築士法による１級建築士

・技術士法による技術士（建設部門で選択科目が「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門で選択科目が「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）の資格を有する者。

・これらと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者。

○橋梁下部工事（鋼製下部工を除く）

・１級建設機械施工技士

・技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

・これらと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者。